

# 沖縄県介護保険 広域連合だより

～1に健康、2に助けあい～

特集号 2003/3/1

みんなで支え合う介護保険  
34市町村の広域連合



構成市町村

**北部圏(11町村)**

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、  
宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

**中部圏(7町村)**

与那城町、勝連町、読谷村、嘉手納町、北谷町、  
北中城村、中城村

**南部圏(16市町村)**

豊見城市、東風平町、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、  
与那原町、大里村、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、  
粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町

沖縄県  
介護保険広域連合内訳

	男	女	世帯数
圏域34市町村			
北部圏	35,484	34,822	26,671
中部圏	67,923	68,124	44,829
南部圏	90,474	90,390	59,140
小計	193,881	193,336	130,640
合計	387,217		

(平成14年12月末日現在)

沖縄県介護保険広域連合

平成15年  
4月1日より

# 介護保険事業の運営は 沖縄県介護保険

## 保険料の納め方は

皆さんもご存じのとおり、保険料の納め方には年金から天引きされる「特別徴収」と納付書で納める「普通徴収」の2通があります。



※老齢(退職)年金の受給月額が15,000円以上の方でも、こんなときは普通徴収になります。

1. 年度途中で65歳になったとき→例えば、平成15年4月1日以降に65歳になられた方は、平成16年9月分まで普通徴収です。
2. 年度初め(4月1日)の時点で年金を受給していなかったとき。
3. 年度途中で所得更正等で保険料が変更(減額)になったとき。
4. 年金の現況届けを出し忘れた場合等

皆さんご自分の納め方が確認できたでしょうか。ではそれぞれの納め方の納期をお知らせします。

## 特別徴収

特別徴収は年金からの天引きになりますので、納期は以下のようになります。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月の年金より天引き	6月の年金より天引き	8月の年金より天引き	10月の年金より天引き	12月の年金より天引き	2月の年金より天引き

なお、金額につきましてはハガキにてお知らせしますので、そちらをご覧ください。

## 普通徴収

普通徴収は広域連合からお送りした納付書で納めていただきます。納期につきましては以下のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

保険料は以下の金融機関にて納めることができます。

- ・沖縄銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県労働金庫
- ・コザ信用金庫
- ・沖縄県信用漁業協同組合連合会
- ・郵便局

**普通徴収の方は納め忘れのない口座振替が便利です。**

口座振替のお申込は、各金融機関及びお住まいの市町村担当窓口でもできます。

## 広域連合とは？

広域的に処理することが適切な事務や、これに関して国などから委託された事務について広域計画を作成し、総合的、計画的に処理する地方公共団体の組合です。

平成14年8月に設立され、  
介護保険事業を円滑に  
進めることを目的としています。



# 広域連合に移行します!

## 保険者が変わります

これまで各市町村が保険者として運営していた介護保険事業は、平成15年4月から、34市町村で構成する沖縄県介護保険広域連合へ引き継がれます。

広域連合では、34市町村が一つの大きな保険者となることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。

また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島等サービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

## 介護サービスの申請は従来どおり市町村の介護保険担当窓口で行います。

●介護サービスの申請や介護保険に関する相談等は、保険者が広域連合に変わっても、従来どおり市町村（住民登録をしている市町村）の介護保険担当窓口において受付けます。また、介護サービスに関する通知事務、各種減額証については沖縄県介護保険広域連合で発行及び送付します。

## 介護保険事業の円滑な実施に向けて以下のことに取り組んでいきます。

- 介護サービスの質の向上について
  - ・介護相談員派遣等事業
  - ・福祉用具・住宅改修研修事業
- 離島地域のサービス基盤整備について
  - ・離島等サービス確保対策事業
- 低所得者対策について
  - ・法施行時の訪問介護利用者に対する負担額軽減措置事業
  - ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業
  - ・社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担額減免措置事業
  - ・離島等地域における特別地域加算にかかる利用者負担額減免措置事業
- 給付費の適正化への取り組みについて
  - ・介護報酬明細書点検事務（介護レセプトのチェック）事業
  - ・介護サービス計画点検事務（ケアプランのチェック）事業
  - ・介護給付費通知事業
- 介護支援専門員等への支援について
  - ・ケアプラン指導研修事業
  - ・ケアマネジメントリーダー活動等支援事業
- サービス事業者との連携及び指導について
- 「介護予防」（市町村高齢者保健福祉計画）等との連携策



# \*介護サービスを利用するには\*

## 申請をします

居宅介護支援事業者や介護保険施設に申請を代行してもらうことができます。

申請  
利用者

## 申請に必要なもの

<65歳以上の人>介護保険証  
<40歳~64歳の人>医療保険証



受付

## 市町村介護保険担当窓口

※広域連合に移行しても申請は市町村窓口となります

## 訪問調査

広域連合の調査員による心身の状況などの調査

## 医師の意見書

かかりつけの医師などから医学的な意見



訪問調査

医師の  
意見書

## 要介護認定

### 広域連合介護認定審査会



審査判定

## 介護認定審査会

介護サービスが必要か審査し、どの程度必要か判断

認定結果

通知<非該当・要支援・要介護1~5>

## 認定結果通知

審査結果にもとづいて「非該当(自立)」、「要支援」、「要介護1~5」などの認定結果を通知

## 介護保険審査会

認定結果に不服などがある場合には、市町村の介護保険担当窓口を通じ、沖縄県が設置する介護保険審査会に不服申立をすることができます。

## 介護サービス計画作成 (ケアプラン)

介護度に応じて、ケアマネージャーが利用者の意見をふまえたケアプランを作成(自分でつくることも可)  
※作成について利用者負担はありません。



## 介護サービス開始

プランにそった在宅サービスや施設サービスの利用

※広域連合では下記の地区ごとに調査・認定事務を行います。

- ・北部調査認定事務所 〒905-0017 名護市大中2丁目12番3号 TEL 098-921-7880
- ・中部調査認定事務所 〒904-0197 北谷町北谷2丁目6番地2 TEL 098-921-7591
- ・南部調査認定事務所 〒901-0243 豊見城市字上田561番地 TEL 098-921-7881

## 沖縄県介護保険広域連合

〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2 TEL.098-921-7800 (代表)  
ホームページ <http://www.okinawa-kouiki.jp/> E-mail [info@okinawa-kouiki.jp](mailto:info@okinawa-kouiki.jp)

各課の電話番号は下記のとおりです!

総務課/098-921-7801 給付課/098-921-7803 出納室/098-921-7805  
業務課/098-921-7802 認定課/098-921-7804

FAX/098-921-7806/098-921-7807